

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第16回 第2 検討部会
開催日時	平成20年3月27(木)18時00分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、立石委員、大関委員、石井(邦)委員、高橋委員、河合委員、篠田委員
会議内容	第3回運営調整部会で出された宿題について これまでの議論のとりまとめ (4月10日の策定委員会に向けた最終とりまとめ) 次回部会のあり方について
会議資料	・第3回運営調整部会の概要 ・これまでの議論のとりまとめ結果
発言内容	<p>第3回運営調整部会で出された宿題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置される専門組織へのメンバー選定については、各検討部会から「編集委員会」に2名、「広報PIチーム」に1名参加することとなる。なお、編集委員会と広報PIチームのメンバーはそれぞれ重複しないことが望ましいほか、立石委員及び各検討部会長はオブザーバーとして、それらの組織に参加することが可能である。 ・「編集委員会」では、条例の骨子から逐条解説の作成までを行ってもらい、主に各検討部会から出された意見の整理・とりまとめが主な作業となる。当面、同委員会では、数日かけて朝から晩まで条例の骨子を議論してもらおう。その骨子については各検討部会でさらに議論を行い、その後各検討部会で議論された内容を編集委員会で再度とりまとめることになる。 ・「広報PIチーム」は随時メンバーが集まって、広報の計画・立案を自ら検討してもらおう。 ・当検討部会からは、「編集委員会」に石井委員、河合委員が参加、「広報PIチーム」には永瀬委員が参加することにする。 <p style="text-align: center;">これまでの議論のとりまとめ (4月10日の策定委員会に向けた最終とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章の表現については、検討部会長、副部会長に後日一任する。 <p style="text-align: center;">・川口市はどのようなまちを目指すのか</p> <p><安全・安心なまち></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害(火事など)の少ないまち ・自然災害に強いまち

	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪、事故の少ないまち <豊かな人間関係> ・隣人関係が豊かなまち（個人も団体も含まれる） ・移住者が地域に早く溶け込めるまち ・外国人、短期滞在者などに配慮したまち ・社会的弱者に配慮したまち <ul style="list-style-type: none"> 「弱者」に代わる語句を考える必要がある。 ・人間関係が豊かなまち、そのための多様性を持つ組織があるまち ・住民が楽しめるまち <ul style="list-style-type: none"> これ以上の内容について議論は進んでいない。 ・「あいさつ」のあるまち <高齢者が生き生きと暮らせる> ・高齢者が快適に暮らせる、高齢者が住み続けられるまち <明るく元気な個性の豊かな子供を育てる> <住みよい豊かな社会を実現する> <社会秩序を維持・形成する> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容については、議論がまとまらなかったが、道徳心、モラルの向上が考えられる。 ・自治基本条例の性格と範囲 特徴 <他の条例に対して上位に位置する> ・他の分野別の条例に比べて広い範囲にわたって内容を定める。 <普遍性を持つ> <継続性を持つ> ・現状を踏まえながら、理想的な地域社会の実現を目指し、中期（5年）、長期（10年）の目標を時間軸の視点から設定する。 <ul style="list-style-type: none"> 中期：現状から理想的なあり方への道筋を検討する。 長期：市民、行政、議会のそれぞれあるべき姿を実現する。 <個別的な内容> ・個別的なまちづくりの内容（地域性や歴史性）を盛り込むべきか、具体的な内容については今後、検討を要する。 <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの定義を設ける必要がある。 内容 <条例を変更する必要がある場合の取り決め> ・時代に応じて変更できる仕組みと、簡単に変更できないような制限（市民の一定数の同意を得る）を設ける。 <市民の求心力> ・地域に関わりたくない市民、地域に関わることのできない市民がいる中、
--	--

どこまで市民と地域の関わりを規定するのか

- ・生活保護や防犯といった法律で定められている内容をあえて自治基本条例に盛り込むべきか。また、その一方で、法律で決められていないような社会的な責務をどこまで自治基本条例に盛り込むべきか。

議論が不十分なため、今後、さらに議論を重ねる必要がある。

<市民参画、市民参加の規定>

- ・市民参画と市民参加の定義が異なるのであれば、条例ではそれらの語句を使い分ける必要がある。

市民参画：情報公開、住民の意見聴取を行う。イベントの一員として参加する。

市民参加：多様な住民意見を反映し住民の視点を生かした政策を行うために、地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行う。市民参加に比べて覚悟を要する。

表現方法

- ・分かりやすい内容で表わす。
- ・実際に条例を運用するにあたって、具体的な内容を記載した逐条解説を作成する。ただし、小学生向けの説明資料などについては広報・PIチームで検討してもらうことが望まれる。

留意事項

- ・災害、介護時の個人情報の必要性和個人情報保護との関係に配慮する。
- ・特定の団体、個人に有利となるような内容は条例に盛り込まない。
- ・過度に個別的な内容を盛り込むと、団体・個人間で不公平が生じることに留意する。

<市民の啓発>

- ・市民には、ボランティアなどのまちづくり活動に参加する権利がある。ただし、市民の権利について、どの範囲まで定めるべきなのか、結論に至っていないことから、今後、さらに議論を重ねる必要がある。

個別条例に記載されている内容を自治基本条例に載せないとする、全体像の分からなくなる恐れがある。

- ・行政は市民にまちづくり活動の機会を提供する義務がある。
- ・自治基本条例の普遍性との整合性をどう図るのか留意する必要がある。

・議会（議会・会派・議員）のあり方

- ・議会のあり方を定める上で、議会で実際に活動を担う会派や議員の責務についても規定する。

<議会、会派、議員の責務>

- ・議会、会派（同じ志を持つ議員の政策集団）、議員の責務はほぼ共通しており、（１）市民との対話を行う、（２）政策提言を行う、（３）行政のチ

	<p>エック体制を担う、(4)議案の議決を行う、の4点があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員については、自身の資質向上に努め、政策提案をカタチとして実現する必要があるほか、住民の意見を聞いて回るような出前型等の活動が望ましい。 <p><議会と市民、行政との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は市民、行政との対話の機会を持つ。 <p><議会の活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の活性化は市民の関心を高める上で必要である。ただし、求められる具体的な取り組み(例.一問一答制、対面式の質疑応答、議会の土日開催など)については、地域や時代のニーズによって異なるため、自治基本条例には盛り込まない。 ・議決項目を拡充する。 具体的な項目については、他の条例等に委ねる。 <p><市政に対する無関心層に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政に対する無関心層について、議会も対策を検討する。 議会だけでは限界があることから、議員・行政も同様の努力は必要。 <p>・市民のあり方</p> <p><議会に対する市民の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会との対話の場に参加する。 ・議会に対するチェックを行う。 ・政策につながる提案を議会に示す。 <p>次回部会のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回で意見のとりまとめが終わらなかったことから、4月10日前にとりまとめの続きを行う。
次回以降日程	<p>第17回検討部会 4月7日(月)18時00分~20時00分 職員会館3階 会議室</p>